

国事業

出産・子育て応援事業が始まります

10万円相当の給付＋伴走型相談支援事業

12月2日（金）に国の補正予算で成立した「出産・子育て応援交付金」を活用する事業（計10万円相当の給付金）です。

広報1月号でお知らせした本市の独自施策の「新生児子育て応援金事業」（5万円支給）とは異なります。

POINT 01

しこちゅ～すくすくギフトの給付

(妊娠) 5万円 (出産) 5万円
※妊婦1人当たり ※乳児1人当たり

- ☑ **対象者**（令和4年4月1日以降）
 - ・妊娠届を提出された方
 - ・出生した児童を養育する方
- ☑ **給付額**
 - (妊娠) 5万円 ※妊婦1人当たり
 - (出産) 5万円 ※乳児1人当たり
 - ※既に出産された方は、妊娠時の5万円と一緒に給付
- ☑ **申請方法**
 - 妊娠届出や赤ちゃん訪問の面談時に申請書などを提出
 - ※令和5年1月末までに
 - 妊娠届を提出した方、出産した方は、個別に通知します

POINT 02

妊娠期から出産・子育ての相談

(伴走型相談支援)

- ☑ **妊娠届出時**
 - ・全ての妊婦と面談し、体調や心配事などを伺います。
 - ・出産への情報提供を行い、母子健康手帳を交付します。
- ☑ **妊娠8か月アンケート**
 - ・アンケートの回答内容により希望者と面談を行います。
- ☑ **出生届出後**
 - ・訪問や面談などで、体調や子育て、心配事などを伺います。
 - ・産後ケア事業や子育て支援サービスのご案内など、継続した支援を行います。

問い合わせ先
保健推進課 28-6054